

お 知 ら せ

一括有期事業開始届廃止に係る工事完成図書提出書類の取扱いについて
(今治市)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、一括有期事業を開始したときに事業主が所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている一括有期事業開始届が廃止されることに伴い、工事完成図書への労働基準監督署に提出されたことが確認できる資料(一括有期事業開始届若しくはその他申告書等)の添付は不用となります。

また、労災保険(強制保険)加入については、事業者の義務であることに変更はなく、事業者の事務を簡素化するため開始届の廃止に至ったことに留意してください。

なお、工事保険等(任意労災、第三者等に係る賠償責任保険、工事現場での火災、自然災害等に係る損害保険)に加入した場合は、従前のおり工事完成図書へ資料添付は必要です。

平成 31 年 4 月 5 日
契 約 課 長